

第1回 山ノ内町差別撤廃人権擁護審議会 議事要旨

開催日・出席者等

開催日時	令和8年2月4日（水） 16時00分から16時51分まで	
場 所	山ノ内町役場 401 会議室 (委員)	
	山ノ内町社会福祉協議会長	佐々木 正明
	人権擁護委員	渡辺 松美
	人権擁護委員	湯本 弥助
	人権擁護委員	山本 さゆり
	人権擁護委員	吉池 富美子
	山ノ内町教育委員	小坂 直矢
	山ノ内町区長会代表	宮入 勇
	山ノ内町手をつなぐ育成会長	山本 成子
	山ノ内町議会社会文教常任委員長	高田 佳久
	部落解放・人権政策確立要求山ノ内町実行 委員長	小田 孝志
	山ノ内町差別をなくす推進委員会 副会長	小林 広行
	山ノ内町企業人権・同和教育推進協議会長	金子 博之
	山ノ内町保育園長代表（よませ保育園）	種村 淳子
	町長 平澤 岳	
	(事務局)	
	教育委員会生涯学習課長	山本 佳史
	教育委員会生涯学習課人権政策係長	櫻井 美子
出席者	教育委員会生涯学習課人権政策係	堀内 彩香
公開・非公開の別	公開	
傍聴者	0名	

協議状況（会議事項）

1. 開会（山本室長）
2. 町長あいさつ（平澤町長）
3. 自己紹介

4. 会長及び副会長選出（山本室長）

当審議会規則第5条第1項により、会長及び副会長各1名を委員が互選。

会長に佐々木正明さん、副会長に渡辺松美さんで決定し、佐々木会長、渡辺副会長からあいさつ。

5. 諮問について

町長より諮問書朗読、佐々木会長へ渡す。

6. 協議事項（議長：佐々木会長（審議会規則第6条第1項））

(1) 「第3次山ノ内町人権に関する総合計画」改訂版（案）について（説明：堀内）

委員あてに事前に配布した素案から、中間見直しのため修正箇所を説明。本会議の意見を反映したうえでパブリックコメントを2月24日まで実施し、第2回審議会で報告、答申をしていく旨説明。

（質疑・意見等）

委員：16ページ『「差別は解消される」と考える一方で、マイナスイメージが強まっているという矛盾が起こっています。』ここはなかなか読み込まないと分かりづらい文章である。もう一つ、『マイナスイメージを払拭するための正しい教育が必要です。』と『理解をするための教育・啓発を一層推進していく必要がある』で同じことを重ねて言っている感じがする。

事務局：事務局で改めて精査するのでお任せいただきたい。

委員：2ページ(1)国際的な動きの最終段落に『前文で～』と始まるが、どこの前文かわからなくなっている。

事務局：修正する。

委員：時代背景の変化を踏まえたり庁内の本部での意見で変更したりしたとのことだが、本部の意見での変更点は。

事務局：施策を大きく変えることはなかったが、第3次計画の基本理念では『ノーマライゼーション』とあった部分を、『インクルーシブ』に変え、あらゆる人、すべての人という形に変えた。個別課題でいえば「こども」の関係で、2025年3月にこども基本条例を施行したことに伴い、内容を見直した。

委員：4ページの『インクルーシブ』について、『ノーマライゼーション』との違い、意味をしっかりと理解しておく必要がある。

事務局：個別課題の「障がい」では『ノーマライゼーション』を確立するとさせていただき、人権という大きな基本理念として『インクルーシブ』と入れることでご理解いただきたい。

委員：「障がいのある人」の現状と課題にある『山ノ内町障害者計画』この名称の計画があるのか。

事務局：あるものと認識しているが念のために再確認しておく。

本日の意見等は事務局で検討・修正し、パブリックコメントの後の第2回審議会で最終確認とすることを全会一致で承認。

(2) その他

委員：町長からの諮問書の写しを審議委員に配布してほしい。パブリックコメントの期間を確認したい。今回事前に第3次計画を審議委員に配布されたが、改訂版素案だけでなく今現在の計画からの変更・追加箇所を見え消し資料など検討してほしい。

事務局：諮問書の配布は会議終了後に配布する。パブリックコメントは今回の意見から早急に事務局で修正し、早ければ5日から24日までとしたい。

7. 閉会